



りそな銀行アジアニュース

2018年4月24日
りそな銀行 国際事業部

【香港駐在員事務所／香港】

2018年香港会社（改正）条例について

香港会社(改正)条例(以下「改正条例」)が2018年3月1日に施行されました。企業の実質的支配者(Beneficial Ownership)に関する情報の透明性を高め、かつ香港の国際的な義務を果たすため、「重要な支配者登録台帳(Significant Controllers Registers)」に、最新の「実質的支配者」情報を備えることが義務付けられます(香港における上場企業は除外)。

「実質的支配者」として登録が必要になる条件は、以下のいずれかに該当する場合となります。

- ・直接又は間接的に該当する法人の発行済株式の25%超を保有する場合
- ・直接又は間接的に該当する法人の議決権の25%超を保有する場合
- ・直接又は間接的に該当する法人の取締役会の過半数を選任または解任する権限を保有する場合
- ・該当する法人に対し、重大な影響力又は支配力を行使する場合、或いは行使する権利を持つ場合

「重要な支配者登録台帳」へ記載が必要な情報は、以下となります。

自然人の場合

1. 氏名
2. パスポート番号／香港ID番号
3. 国籍
4. 住所
5. 実質的支配者になった日付
6. 該当する法人の支配状況
(25%超発行済株式保有など)

法人の場合

1. 名称
2. 法人登記番号
3. 設立国家
4. 登記住所
5. 実質的支配者になった日付
6. 該当する法人の支配状況
(25%超発行済株式保有など)
7. 法人形態

また、会社登記局による「重要な支配者登録台帳」の調査に対応できる「指定代表者(Designated Representative)」を指定する必要があります。指定代表者の名称／氏名と連絡先の記載が必要となります。指定代表者は、香港法人の株主・取締役・従業員(いずれも香港居住の自然人)、または会計士、法律専門家、信託、会社サービスプロバイダーのいずれかでなければなりません。

なお、「重要な支配者登録台帳」が適切に準備・記録されていなかった場合は、企業と責任者に対してそれぞれ25,000香港ドル(34万円相当)の罰金、さらに違反が継続すれば、1日につき700香港ドル(9千5百円相当)の罰金が科されることになります。

本改正条例は発表から施行まで準備時間が短く、かつ猶予期間もなかったため一部混乱が生じましたが、現在では落ち着き対応が進められています。

【出所:香港政府 会社登記所 HP】

照会先: 国際事業部 (東京)電話 03-6704-3332
(大阪)電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。

* 禁無断転載